

「公取近畿だより」第154号（令和6年8月号）
別紙一覧

別紙1 令和5年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について（公表文）

別紙2 令和5年度における近畿地区の下請法の運用状況等について（公表文）

別紙3 令和5年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等（公表文）

別紙4 大阪シーリング印刷株式会社に対する勧告（公表文）

令和5年度における近畿地区の独占禁止法の運用状況等について

令和6年7月29日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 独占禁止法違反事件等の処理状況

1 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。また、IT・デジタル関連分野や農業・漁業分野における独占禁止法違反被疑行為など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に取り組んでいる。

そして、公正取引委員会は、一般から提供された情報（申告）、自ら探知した事実等を検討し、必要な審査を行い、審査の結果、違反行為が認められたときは、違反行為をした事業者等に対し、違反行為を排除するために必要な措置等を命じている。違反行為のうち、価格カルテル・入札談合・受注調整、優越的地位の濫用等については、違反行為をした事業者に対して課徴金の納付を命じている。また、違反被疑行為について公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認められるときは、確約手続を適用し、事業者と協調的な問題解決を図っている。

2 最近の独占禁止法違反事件等の処理状況（優越的地位の濫用事案で注意したもの及び不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

最近の5年間における近畿地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、次のとおりである。

第1に関する問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第一審査課 電話 06-6941-2193（直通）
第2に関する問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所経済取引指導官 電話 06-6941-2174（直通）
第3に関する問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務課 電話 06-6941-2173（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法違反事件等の処理件数

(単位：件)

処理内容		年 度					
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
審査 件 数	前年度からの繰越し	3	1	1	1	1	
	年度内新規着手	7	3	4	5	4	
	合 計	10	4	5	6	5	
処 理 件 数	法的措置(注1)	1	1	0	2	2	
	そ の 他	排除措置命令等	0	0	0	0	0
		警 告(注2)	5	2	4	3	2
		注 意(注3)	3	0	0	0	0
		打切り(注4)	8	2	4	3	2
小 計	9	3	4	5	4		
合 計		9	3	4	5	4	
次年度への繰越し		1	1	1	1	1	

(注1)「法的措置」とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共になされている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2)「警告」とは、排除措置命令を採るに足る証拠が得られないが、違反の疑いがある場合に行う措置である。

(注3)「注意」とは、違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、将来違反につながるおそれがある場合に行う措置である。

(注4)「打切り」とは、違反行為が認められない等により、審査を打ち切る場合をいう。

3 独占禁止法違反事件等の概要

(1) 価格カルテル

木工用ドリルの製造販売業者に対する件（令和6年3月28日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 株式会社スターエム及び大西工業株式会社の2社（以下「2社」という。また、違反事業者名については、「株式会社」の記載を省略する。）は、木工用ドリル^(注1)の原材料である鋼材等の価格が上昇していたことから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和元年9月26日までに、2社の役員級及び営業責任者級の者による会合を開催するなどして、スターエムにあっては令和2年4月1日受注分から、大西工業にあっては同年6月1日受注分から、特定木工用ドリル^(注2)の仕切価格^(注3)を現行価格から12パーセントを目途に引き上げることを合意した。

イ 2社は、その後も木工用ドリルの原材料である鋼材等の価格が引き続き上昇していたことから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和4年10月7日までに、2社の役員級及び営業責任者級の者による会合を開催するなどして、スターエムにあっては令和5年4月1日受注分から、大西工業にあっては遅くとも同年6月1日受注分から、特定木工用ドリルの仕切価格を現行価格から10パーセントを目途に引き上げることを合意した。

ウ 前記ア及びイのとおり、2社は、共同して、特定木工用ドリルの仕切価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定木工用ドリル及びその同等品の販売分野における競争を実質的に制限していた。（課徴金総額：93

96万円)

(注1)「木工用ドリル」とは、主として木材に穴を開けるために使用される鋼製の錐^{まきり}をいう。

(注2)「特定木工用ドリル」とは、木工用ドリルのうち、スターエムが製造販売する23商品及び大西工業が製造販売する18商品であって、2社のそれぞれの価格表(2社がそれぞれ特定木工用ドリルの販売業者向けに作成する、木工用ドリルの仕切価格を掲載する表をいう。)において仕切価格が掲載されているもの(複数の商品を組み合わせて販売されているものを除く。)をいう。

(注3)「仕切価格」とは、2社がそれぞれ定める、木工用ドリルの種類及びサイズごとの特定木工用ドリルの販売業者向けの販売価格をいう。

(2) 入札談合

高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件(令和5年9月28日排除措置命令及び課徴金納付命令)

高知県発注の特定地質調査業務^(注1)の入札参加業者14名(以下「14名」という。)は、遅くとも平成29年4月3日以降、高知県発注の特定地質調査業務について、受注価格の低落防止等を図るため

ア(ア)指名業者^(注2)のうち、指名を受けた旨の連絡を幹事会社^(注3)に行った者の中から受注予定者を決定する

(イ) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

イ(イ) 発注された業務の予定価格^(注4)を、予定価格等に応じてあらかじめ定めた区分に当てはめ、指名業者のうち、当該区分において指名を受けた回数を基にあらかじめ定めた一定の算定方式により算出した点数が最も多い者を受注予定者とする

(イ) 予定価格が一定の金額に満たないなど前記(イ)であらかじめ定めた区分に該当しない業務にあつては、受注を希望する者(以下「受注希望者」という。)が1名のときはその者を受注予定者とし、受注希望者が複数名のときは受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

(イ) a 高知県に対し、提案書・見積書等を提出して設計協力を行い、協力した内容が業務の設計書において採用された者(以下「設計協力者」という。)がいる場合は、前記(イ)及び(イ)によらず、設計協力者が1名のときはその者を受注予定者とし、設計協力者が複数名のときは設計協力者間の話し合いにより受注予定者を決定する

b 過去に発注された業務との継続性があり、当該過去に発注された業務を受注した者がいる場合は、前記(イ)及び(イ)によらず、その者を受注予定者とする

(イ) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、14名は、公共の利益に反して、高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。(課徴金総額：8626万円)

(注1)「高知県発注の特定地質調査業務」とは、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注する業務をいう。

(注2)「指名業者」とは、14名のうち、高知県から指名競争入札の参加者として指名を受けた者をいう。

(注3)「幹事会社」とは、発注業務を行う土木事務所等の高知県の出先機関ごとに設けられ、高知県発注の特定地質調査業務に関して、14名のうち、自らを含む14名についての指名状況を取りまとめるなどしていた会社をいう。

(注4) 予定価格が事前に公表されていない場合は、幹事会社等が推測して算出した価格をいう。

(3) 優越的地位の濫用

公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、独占禁止法違反につながるおそれのある行為が認められた場合には、未然防止の観点から注意するほか、独占禁止法違反が認められた場合は厳正に対処することとしている。

令和5年度においては、近畿地区で5件の注意を行ったところ、その主な事例は以下のとおりである^(注)。

(注) 次の各事例は、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

ア スーパーマーケットを営むAは、バイヤーから、納入業者に対し、恵方巻き、うなぎ、ワイン、クリスマスケーキ等の季節商品の購入を要請し、購入する意思を示さなかった納入業者に重ねて購入を要請していた。

イ 食料品製造業を営むBは、運送業務を委託する物流事業者に対し、積込みの際に待機時間が発生しているにもかかわらず、待機に伴う費用の支払について物流事業者と取り決めておらず、待機料を支払っていなかった。

ウ 織物卸売業を営むCは、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがあった。

(4) 不当廉売

公正取引委員会は、申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売事業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売事業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

迅速に処理するとの上記方針の下、令和5年度においては、酒類及び石油製品の小

売業について、不当廉売につながるおそれがあるとして近畿地区で57件の注意を行った。

(5) その他

次の事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったため、注意を行った。

ペットフード等の卸売業を営むDは、自社が販売するペットフードについて、小売業者に対し、小売業者が購入者に付与するポイントの付与を制限していた。(拘束条件付取引)

第2 企業結合関係届出及び協同組合届出の状況

1 企業結合関係届出

独占禁止法では第4章において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止(第9条)及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限(第11条)について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務(第10条及び第13条から第16条まで)を規定している。

公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っているところ、最近5年間における近畿地区の企業結合関係届出の状況は、次のとおりである。

企業結合関係届出受理件数

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
株式取得届出受理	19	15	12	6	10
合併届出受理	1	0	0	0	0
分割届出受理	6	1	1	0	0
共同株式移転届出受理	0	0	0	0	0
事業譲受け等届出受理	0	5	1	1	0
合計	26	21	14	7	10

このほか、令和5年度において審査を終了した案件のうち、届出を要しない企業結合計画(当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が審査を開始したもの)に関するものが2案件あった。

2 協同組合届出

中小企業等協同組合法は、同法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合に対し、同法第7条第1項第1号に規定する小規模事業者以外の事業者が加入したとき又は組合員が同小規模事業者でなくなったときには、その旨を公正取引委員会に届け出ることを義務付けている（同法第7条第3項）。

最近5年間における近畿地区の協同組合届出件数は、次のとおりである。

中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出件数（単位：件）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
50	35	31	35	40

第3 広報・広聴活動

公正取引委員会は、独占禁止法等の普及・啓発及び競争政策の運営に資するため、次のような広報・広聴活動を行っている。

1 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

令和5年度においては、(1) 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制・下請法の規制、(2) 競争環境の整備に係る調査・提言、(3) 広報・広聴活動、(4) 地域経済の実情と競争政策上の課題、(5) 公正取引委員会に対する期待等についての意見聴取をそれぞれ行った^(注)。

(注) 聴取した意見の概要は、他の地区のものと合わせて令和6年5月24日に公表されている。

2 有識者との懇談会等

各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、毎年、全国各地において有識者との懇談会を開催している。

近畿地区では、令和5年度は神戸市において、一般社団法人神戸経済同友会、兵庫県経営者協会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会及び兵庫県中小企業団体中央会の経済団体並びに報道機関と公正取引委員会委員との懇談会を開催するとともに「成長と分配の好循環の実現と公正取引委員会の役割」をテーマに講演会を開催した。

このほか、近畿中国四国事務所長等と各地の有識者との懇談会を開催しており、令和5年度は福井市、福井県大野市、大津市、京都市、大阪市（5か所）、大阪府東大阪市、神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県加西市、奈良市（2か所）及び和歌山市（2か所）の計17か所において開催した。また、福井県、大阪府及び兵庫県の弁護士会との懇談会を開催した。さらに、公正取引委員会委員長又は委員が、大阪府東大阪市、大阪府八尾市及び兵庫県加古川市の事業者の工場等を訪問し、事業実態の説明を受けるとともに、労務費、原材料価格、エネルギーコストの転嫁状況等について意見交換を行った。

3 独占禁止法説明会等

公正取引委員会は、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、説明会・講習会等を自ら主催しているほか、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣している。

近畿地区では、令和5年度は独占禁止法に関する説明会等を26回実施した。また、入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を33回実施した。

4 独占禁止法教室（出前授業）

将来を担う中学生、高校生、大学生等を対象に、市場経済の仕組みや競争の機能について説明するなどし、競争の必要性・重要性、独占禁止法の役割等について理解してもらうことを目的として、公正取引委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催している。

近畿地区では、令和5年度は中学生向け独占禁止法教室を3回、高校生向け独占禁止法教室を4回、大学生向け独占禁止法教室を18回それぞれ開催した。

5 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層理解を深めてもらうことを目的として、地域の一般消費者を対象としたセミナーを開催しているほか、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣している。

近畿地区では、令和5年度は滋賀県草津市、大阪府東大阪市（3か所）、神戸市（2か所）、兵庫県伊丹市、兵庫県赤穂郡上郡町及び奈良市の計6か所（計9回）において、消費者セミナーを開催した。

6 一日公正取引委員会

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、独占禁止法及び下請法の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法基礎講習会、

入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談・展示コーナーなどを1か所の会場で開催する「一日公正取引委員会」を開催している。

近畿地区では、令和5年度は神戸市において、12月6日に一日公正取引委員会を開催した。

7 相談業務

公正取引委員会は、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、相談を受け付けている。

最近5年間における近畿地区の相談受付件数は次のとおりである。

相談受付件数

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
独占禁止法	1,104	878	944	1,189	1,319
下請法	1,151	1,189	1,172	1,328	1,821
合計	2,255	2,067	2,116	2,517	3,140

令和5年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

令和6年7月29日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者13,878名（製造委託等^{（注1）}8,644名、役務委託等^{（注2）}5,234名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者61,710名（製造委託等44,098名、役務委託等17,612名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	近畿	全国	近畿
令和5年度		80,000	13,878	330,000	61,710
	製造委託等	46,900	8,644	199,138	44,098
	役務委託等	33,100	5,234	130,862	17,612
令和4年度		70,000	12,111	300,000	56,221
	製造委託等	37,993	7,261	176,799	39,704
	役務委託等	32,007	4,850	123,201	16,517
令和3年度		65,000	11,434	300,000	56,500
	製造委託等	37,280	7,472	169,318	39,459
	役務委託等	27,720	3,962	130,682	17,041

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,275件（製造委託等958件、役務委託等317件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが1,249件（製造委託等942件、役務委託等307件）、下請事業者等からの申告によるものが26件（製造委託等16件、役務委託等10件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は1,303件（製造委託等981件、役務委託等322件）であり、このうち、1,301件について下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が3件（製造委託）、指導が1,298件（製造委託等977件、役務委託等321件）である。

勧告事件の概要は別紙1、指導を行った主な事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官 からの 措置請求	計	措 置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	近畿	1,249	26	0	1,275	3	1,298	1,301	2	1,303
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	近畿	942	16	0	958	3	977	980	1	981
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	近畿	307	10	0	317	0	321	321	1	322
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	近畿	1,438	12	0	1,450	1	1,411	1,412	6	1,418
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	近畿	1,046	9	0	1,055	1	1,026	1,027	3	1,030
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	近畿	392	3	0	395	0	385	385	3	388
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	近畿	1,393	12	0	1,405	1	1,401	1,402	0	1,402
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	近畿	1,077	8	0	1,085	1	1,082	1,083	0	1,083
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	近畿	316	4	0	320	0	319	319	0	319

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で2,238件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,715件、役務委託等に係るものが523件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は1,085件（類型別件数の合計の48.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが833件、役務委託等に係るものが252件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は1,153件（類型別件数の合計の51.5%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が551件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の47.8%）、②下請代金の減額が265件（同23.0%）、③買ったたきが133件（同11.5%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は882件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が390件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の44.2%）、②下請代金の減額が219件（同24.8%）、③買ったたきが99件（同11.2%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は271件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が161件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.4%）、②下請代金の減額が46件（同17.0%）、③買ったたきが34件（同12.5%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反				実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	近畿	1,000	85	0	1,085	11	551	265	4	133	5	17	65	85	17	0	1,153	2,238
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	近畿	773	60	0	833	8	390	219	4	99	2	16	61	73	10	0	882	1,715
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	近畿	227	25	0	252	3	161	46	0	34	3	1	4	12	7	0	271	523
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	近畿	1,183	122	0	1,305	13	495	253	4	180	14	13	57	83	11	0	1,123	2,428
製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	近畿	876	79	0	955	10	319	189	3	105	9	13	53	73	7	0	781	1,736
役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	近畿	307	43	0	350	3	176	64	1	75	5	0	4	10	4	0	342	692
令和3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	近畿	949	109	0	1,058	19	885	266	3	159	15	20	90	91	21	0	1,569	2,627
製造委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	近畿	749	81	0	830	17	643	212	3	119	9	19	86	85	18	0	1,211	2,041
役務委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	近畿	200	28	0	228	2	242	54	0	40	6	1	4	6	3	0	358	586

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者21名^(注1)から、下請事業者1,036名^(注1)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額2億9719万円^(注2)の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者10名から、下請事業者812名に対し、1億8317万円の遅延利息が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	近畿	10名	812名	1億8317万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	近畿	3名	69名	61万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	近畿	5名	135名	420万円

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者7名から、下請事業者125名に対し、9191万円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)(注)
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	近畿	7名	125名	9191万円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	近畿	7名	241名	2543万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	近畿	6名	63名	8197万円

ウ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者3名から、下請事業者49名に対し、2145万円の利益提供分の金銭が返還された（第6表参照）。

第6表 不当な経済上の利益提供要請事件における利益提供分の金銭の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和5年度	全国	14名	201名	4770万円
	近畿	3名	49名	2145万円
令和4年度	全国	9名	140名	1865万円
	近畿	—	—	—
令和3年度	全国	7名	58名	978万円
	近畿	1名	12名	97万円

エ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者50名に対し、66万円が支払われた（第7表参照）。

第7表 返品事件における不利益分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和5年度	全国	10名	330名	6968万円
	近畿	1名	50名	66万円
令和4年度	全国	8名	266名	1億1512万円
	近畿	—	—	—
令和3年度	全国	3名	3名	5676万円
	近畿	—	—	—

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和5年度においては、近畿事務所では8回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和5年度においては、近畿事務所では2,490件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は25名である。

令和5年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に出講している。

令和5年度においては、近畿事務所では事業者団体等へ22回の出講を実施した。

令和5年度における勧告事件（3件）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
菓子等の製造販売業 (R5. 12. 22 勧告)	<p>(株)伊藤軒は、令和4年6月から令和5年5月までの間、次の行為を行っていた。</p> <p>① 下請代金の減額 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「春夏協賛」の額 イ 「秋冬協賛」の額 ウ 「支払手数料」の額のうち下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、伊藤軒が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額 エ 「特別値引き」の額 オ 「クレーム処理代」の額</p> <p>② 返品 ア 下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 イ 下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。 減額金額は、下請事業者66名に対し、総額837万460円であり、返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者50名に対し、総額66万1650円であり、(株)伊藤軒は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>①第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②第4条第1項第4号（返品の禁止）</p>
消費者等に販売する婦人服等の製造業 (R6. 3. 19 勧告)	<p>(株)Gioは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 令和4年1月から令和5年5月までの間、下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引(1.5%)」と称する額を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。</p> <p>② 令和4年1月から令和5年6月までの間、下請事業者に製造を委託している商品のうち、商品のサンプルが納期に遅延したこと、商品に瑕疵があったこと等を理由として、下請代金の支払を保留した商品について、値引きの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者14名に対し、総額8205万2292円であり、(株)Gioは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）</p>
産業用モータの製造販売業 (R6. 3. 25 勧告)	<p>ニデックテクノモータ(株)は、遅くとも令和4年5月1日以降、下請事業者に貸与していた自社等が所有する金型等について、自社も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型等の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 ニデックテクノモータ(株)は勧告前に、下請事業者44名に対し、無償保管等を行わせたことによる費用相当額として、総額1812万4480円を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>

令和5年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第3条）

- 機械部品の加工を下請事業者へ委託しているA社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者へ交付すべき書面を交付していなかった。

2 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① 婦人服等の製造を下請事業者へ委託しているB社は、自社の顧客に商品を販売した後に支払代金を支払う制度を採っていたため、下請事業者の給付を受領した日の経過後に下請代金を支払っていた。
- ② 住宅の設計業務を下請事業者へ委託しているC社は、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 製品の品質検査業務を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、決済期間が120日（繊維業以外の業種において認められる期間）を超える電子記録債権（133日）により下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- 配管の加工を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

4 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- ① 板金の加工を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者のエネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者と協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- ② 建設資材の配送業務を下請事業者へ委託しているG社は、一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に下請代金の額を定めていた。

5 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- 工作機械の部品の製造を下請事業者へ委託しているH社は、自社が所有する木型を下請事業者へ貸与していたところ、当該木型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者へ当該木型を無償で保管させていた。

令和5年度における近畿地区の景品表示法の運用状況等

令和6年7月29日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和5年度における近畿地区（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県）の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反被疑事件については、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所（以下「近畿事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和5年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が1件、指導が3件の計4件であった（令和5年度の主要な処理事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
表示事件	1	1	1	0	6	3	8	4
景品事件	0	0	(注)	(注)	1	0	1	0
合 計	1	1	1	0	7	3	9	4

(注) 景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 06-6941-2175（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

2 表示事件

令和5年度に処理した表示事件は4件で、その内訳をみると、優良誤認（景品表示法第5条第1号）が4件であった。

また、蓄電池の販売等に係る不当表示について、近畿事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

(単位：件)

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
優良誤認 (第5条第1号)	0	1	1	0	0	3	1	4
有利誤認 (第5条第2号)	0	0	0	0	4	0	4	0
第5条第3号に 基づく告示 (第5条第3号)	1	0	(注)	(注)	2	0	3	0
合 計	1	1	1	0	6	3	8	4

(注) 第5条第3号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

3 景品事件

令和5年度に処理した景品事件はなかった。

表3 景品事件の内訳

(単位：件)

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
懸賞景品告示	0	0	1	0	1	0
総付景品告示	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1	0

4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講ずべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和5年度に近畿事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が行った指導は3件であった。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和5年度に、近畿事務所において受け付けた相談件数は493件であった。具体的な相談内容としては、①食品の表示に関する相談、②二重価格表示等価格表示に関する相談、③商品の原産国表示に関する相談、④ステルスマーケティングに関する相談、⑤景品類を提供する際の取引価額や提供限度額に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

令和5年度において、事業者団体等が開催する講習会に計4回講師を派遣した。また、神戸市（令和5年12月）において、事業者等を対象とした講習会及び一般消費者等を対象としたセミナーをそれぞれ開催したほか、消費者団体等からの依頼に応じ、滋賀県草津市（同年9月）、大阪府東大阪市（同年7月、11月及び令和6年1月）、兵庫県赤穂郡上郡町（令和5年8月）、同県伊丹市（同月）、神戸市（令和6年3月）、奈良市（令和5年5月）において開催されたセミナーに計8回講師を派遣した。

（事業者向け講習会の様子）



令和5年12月6日

兵庫県民会館（神戸市）

3 関係行政機関等との連携

「景品表示法ブロック会議（近畿ブロック）」（令和5年5月及び10月）に参加し、消費者行政に関する課題や表示の適正化への対応等について情報共有を図るとともに、大阪市において開催された「近畿地域食品表示連絡会議」（同年11月）に参加し、不適切な食品表示に関する監視強化を図るなど、近畿地区の関係行政機関とも協力して

景品表示法の適正な執行に努めた。

また、全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（近畿ブロック）」（令和5年10月）、京都府のブランド名産品公正取引協議会が主催する試買検査会（令和6年2月）及び奈良県の観光土産品公正取引協議会が主催する認定審査会（同年3月）に出席して意見交換を行い、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

令和5年度の主要な処理事件

1 措置命令（優良誤認（景品表示法第5条第1号））

事件名	事 件 概 要
(株)SC エージェントに対する件 (R6.3.6)	<p>(株)SC エージェントは、蓄電池（以下「本件商品」という。）及びその導入に係る施工（以下「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、令和5年3月10日、同月16日及び同月23日に、「エコ最安値.com」と称する自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>(1) 「ロコミ人気 No.1 蓄電池販売会社」、「アフターフォロー満足度 No.1 蓄電池販売会社」、「コストパフォーマンス満足度 No.1 蓄電池販売会社」及び「工事品質満足度 No.1 蓄電池販売会社」と表示することにより、あたかも、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種又は類似の商品（以下「同種商品」という。）並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務（以下「同種役務」という。）に関する「ロコミ人気」、「アフターフォロー満足度」、「コストパフォーマンス満足度」及び「工事品質満足度」の4項目（以下「本件4項目」という。）につき、実際に利用したことがある者を対象にそれぞれ調査した結果において、同社が販売する本件商品及び同社が提供する本件役務に係る本件4項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が委託した事業者による調査は、本件4項目について、回答者に対し、同社が販売する本件商品及び他の事業者が販売する同種商品並びに同社が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者かを確認することなく、同社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種商品を販売し、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいう。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではなかった。また、当該表示は、当該結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。</p> <p>(2) 「圧倒的受注数がお客様からの支持の証 『施工実績10,000件の信頼』」、「施工実績10,000件！！ たくさんの蓄電池を販売・工事をしております」と表示することにより、あたかも、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数が1万件であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、同社が過去に販売した本件商品及び同社が過去に提供した本件役務に係る契約件数は、1万件を大きく下回るものであった。</p> <p>【表示例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前記の(1)自社ウェブサイトにおける表示の一部  <p>調査方法：インターネット調査 調査概要：2021年5月 サイトのイメージ調査 調査提供：日本トレンドリサーチ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前記(2)の自社ウェブサイトにおける表示の一部

事件名	事 件 概 要
	<div data-bbox="523 197 1465 497" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">安心と信頼の実績</p> <p style="text-align: center;">圧倒的受注数がお客様からの支持の証 「施工実績10,000件の信頼」</p> <p>関西エリアを中心に、家庭用蓄電池の導入やコスト削減の提案実績がおかげさまで10,000件を超え、大手企業様からのご依頼もいただきました！スピード施工、迅速提案、地域最安値に挑戦し、これからもお客様にご満足いただけるよう努めてまいります。</p>  </div> <p>(注) 詳細については、令和6年3月7日報道発表資料「株式会社SC エージェントに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/mar/240307_kinki_keihyo.html</p> <div data-bbox="1252 638 1340 728" style="text-align: right;">  </div>

2 主要な指導事件

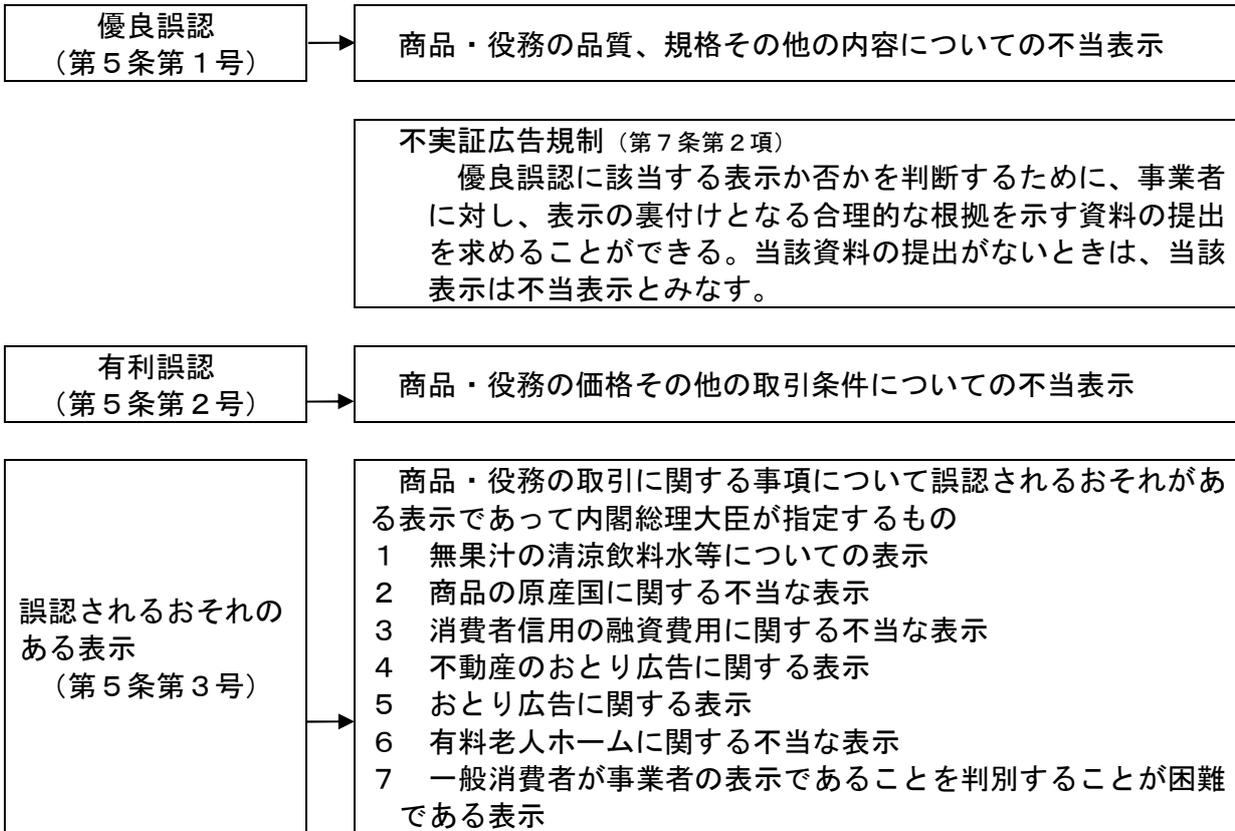
(1) 表示事件（優良誤認（景品表示法第5条第1号））

事 件 概 要
<p>A社は、光触媒コーティングスプレー（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、例えば、商品パッケージにおいて、「抗菌」、「消臭」等と表示することにより、あたかも、本件商品を塗布することで、本件商品に含まれる光触媒の作用により、当該塗布箇所において、臭気成分を除去する効果、菌やウイルスの増殖を抑える効果等の性能・効果があるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有しておらず、表示どおりの性能・効果があるとまでは認められるものではなかった。</p>

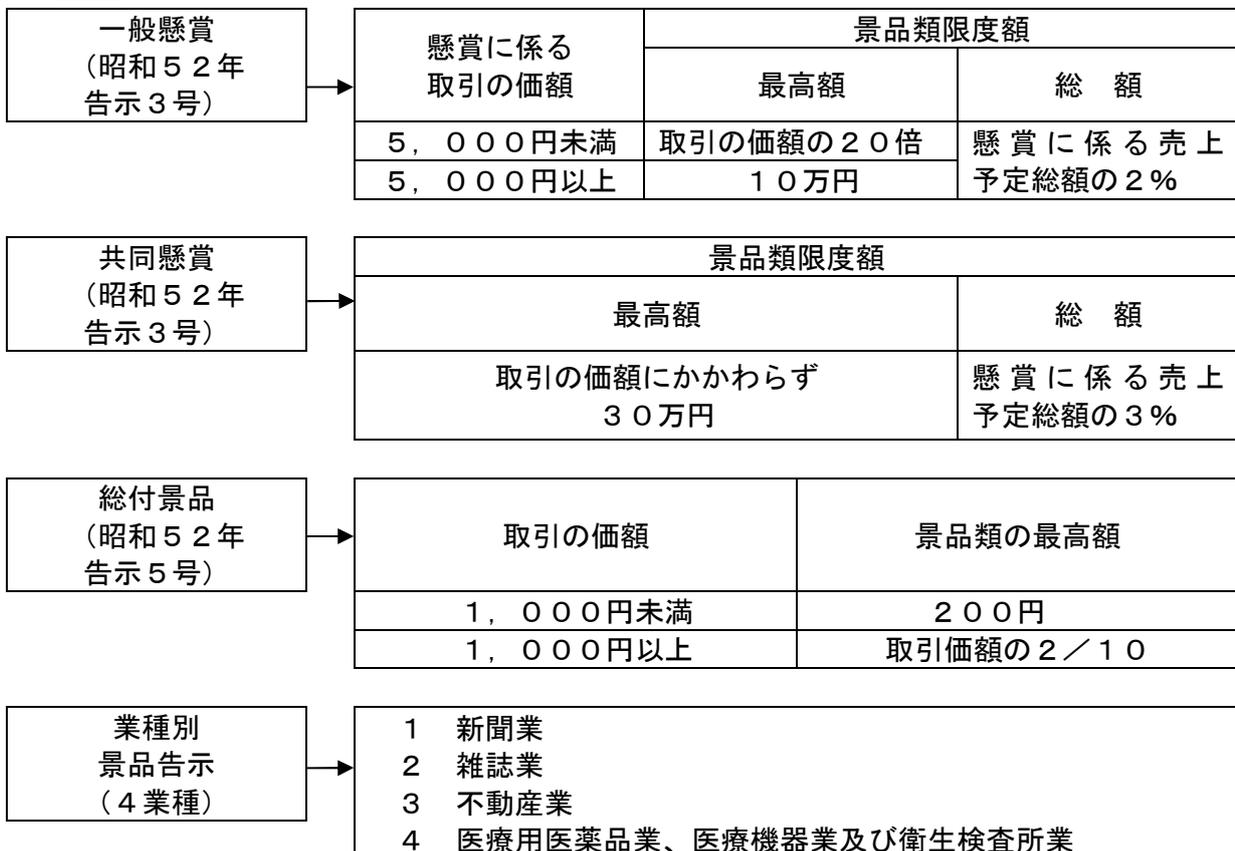
(注) 指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>



○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ぜることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

(指導及び助言)

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

大阪シーリング印刷株式会社に対する勧告について

令和 6 年 6 月 1 9 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、大阪シーリング印刷株式会社（以下「大阪シーリング印刷」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 2 項第 4 号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第 7 条第 3 項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	2120001025932
名称	大阪シーリング印刷株式会社
本店所在地	大阪市天王寺区小橋町 1 番 8 号
代表者	代表取締役 松口 正
事業の概要	ラベル等の印刷物の製造販売
資本金	3 億 2 4 4 3 万 9 2 0 0 円

2 違反事実の概要

- (1) 大阪シーリング印刷は、個人又は資本金の額が 5 0 0 0 万円以下の法人たる事業者に対し、食品製造業者等から製造を請け負う食品容器に貼付するラベル、パッケージ等（以下「ラベル等」という。）のデザインの作成を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) 大阪シーリング印刷は、下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、令和 4 年 4 月から令和 5 年 1 0 月までの間、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、合計 2 4, 6 0 0 回のデザインのやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者 3 6 名）。
- (3) 大阪シーリング印刷は、令和 6 年 5 月 2 0 日、下請事業者に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用に相当する額として総額 9 8 4 万円を支払っている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所下請課 電話 06-6941-2176（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

3 勧告の概要

- (1) 大阪シーリング印刷は、次の事項を取締役による決定により確認すること。
 - ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第4号の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) 大阪シーリング印刷は、今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) 大阪シーリング印刷は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者に生じた費用相当額を、下請事業者に対し支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) 大阪シーリング印刷は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後に給付をやり直させることにより、下請事業者に生じた費用相当額を、下請事業者に対し支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) 大阪シーリング印刷は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

食品製造業者等（顧客）

①食品容器に貼付するラベル等の製造を委託

④デザインの確認を依頼

⑤デザインのやり直しを依頼

大阪シーリング印刷(株)（親事業者）
（ラベル等の印刷物の製造販売）

●下請取引の内容

②ラベル等のデザインの作成を委託



③デザインを納品

●違反行為の概要

下請事業者が作成したデザインについて、**給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後、自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、令和4年4月から令和5年10月までの間、下請事業者36名に対し、無償で24,600回のデザインのやり直し**をさせていた。

※大阪シーリング印刷(株)は、下請事業者36名に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用に相当する額（**984万円**）を支払っている。

下請事業者（36名）
（ラベル等のデザインの作成）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役による決定により確認すること
 - ・本件行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、下請事業者に対し不当なやり直し(注)をさせないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

(注) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

下請法は、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。